Version 2012 / 01

INTERNATIONAL MIRROR CLASS RULES

Authority*: International Sailing Federation

*** The International Sailing Federation (ISAF) is not a National Authority (NA).**

2012 / 01 版

国際 ミラー クラス規則

パートＡ-管理規則

1.　総　則

1.1　ミラーは、ワンデザインクラス ディンギーである。
この**クラスルール**の目的は、ミラー級 ディンギーが、基本スピードやハンドリングでの作用にもたらす、いかなる要素に関しても、可能な限りほぼ同じであることを保証することである。

1.2　本規則で**クラスルール**との用語を使う場合には、明記されていない限り、本規則と図表、承認された図面と仕様書、および**計測用紙**を含んでいる。　ＩＳＡＦセーリング装備規則の定義を意味する場合には**太字体**で表されている。

1.3　すべてのミラー級ディンギーは**クラスルール**に従って建造、計測され、明記されていない限り、変更や追加は許されない。

1.4　どのような事でも、デザインや**クラスルール**から外れる企てが考察される場合には、**公式計測員**は、その事をＩＳＡＦ加盟各国協会やＩＳＡＦと協議の国際ミラー級協会に報告せねばならない。

1.5　本規則と計測用紙との間に相違がある場合には、その事をＩＳＡＦに問い合わせなければならない。

２．権　限

2.1　このクラスの権限は、規則にかかわるすべての問題について国際ミラー級協会と協同するところのＩＳＡＦにある。

2.2　本規則に関するどのような疑問も、各国ミラー級協会に送付するものとする。
その国にミラー級協会が無い場合には、疑問は直接ＩＳＡＦ加盟各国協会や国際ミラー級協会に問い合わせする事ができる。

2.3　本規則の解釈は、国際ミラー級協会と協議の上、ＩＳＡＦによりなされる。　これらすべての解釈は、ＩＭＣＡ規約の条項に従って、規則に編入への考察のため、次の１２月３１日までに、ＩＭＣＡ会員に提出されなければならない。

2.4　管理の権限は、オーナーの国のＩＳＡＦ加盟各国協会にある。ＩＳＡＦ加盟各国協会の無い国や、ＩＳＡＦ加盟各国協会が本クラスの管理を望まない場合は、本規則に述べられている機能は、国際ミラー級協会または、その委託された代理者（各国ミラー級協会）が実施しなければならない。

2.5　ＩＳＡＦや国際ミラー級協会だけでなく、ＩＳＡＦ加盟各国協会や各国ミラー級協会、**公式計測員**は、本規則や計測の精度については法的責任を持たず、それらから生じる申し立ては受け入れられない。

2.6　このクラスの公式言語は英語とし、解釈上の意義がある場合は、英文を優先する。

2.7　用語“shall”は義務であり、用語“may”は許可である。

３． 建 造 者

3.1　ミラー級 ディンギーは、キット製造元と、ＧＲＰ建造者、プロの建造者またはアマチュアの建造者のみにより建造されなければならない。　本規則におけるアマチュア建造者の意図とは、一人につき年間に、1艇以上のミラー級 ディンギーを建造しない事である。

3.2　新らたなキット製造元と、ＧＲＰ建造者、プロ建造者はＩＳＡＦ（ジャージー）社より免許を取得しなければならない。　免許はＩＳＡＦ加盟各国協会と各国ミラー級協会、または国際ミラー級協会との協議の後に発行される。

3.3　認可されたキット製造元は、ＩＳＡＦ承認の仕様書や完成したミラー級 ディンギーに従ってミラーキットを建造する資格が与えられる。

3.4　アマチュアまたはプロ建造者は、認可されたキット製造元から供給されたキットからのみ、ミラーを組み立てる事が出来る。

3.5　認可されたＧＲＰ建造者のみが、ＧＲＰミラーを建造する事が出来る。

3.6　キット製造元と、ＧＲＰ建造者、プロ建造者は、**クラスルール**に従った艇を供給する責任を持たなければならない。建造者は、建造者の手落ちまたは過失によって**クラスルール**に従っていない艇を、建造者自身の費用で、手直しまたは交換しなければならない、ただし、その艇は購入の１２ケ月以内に計測を受けることが条件である。

４． 国際クラス建造納付金

4.1　国際クラス建造納付金は、認可されたキット製造元またはＧＲＰ建造者が支払わなければならない。それは、キットが同じ製造元で完成したか、他の建造者により完成したかにかかわらず、基本計測を受けたか、証明書を発行されたかにかかわらず、各艇の艇体が建造を始めた時、または各キットや、ＧＲＰミラーが、出荷される前にされなければならない。

4.2　キット製造元またはＧＲＰ建造者は、英国 ＳＯ１４ ２ＡＱ サウザンプトン キータウン アリアハウス の セーリングインターナショナル社を通して、ＩＳＡＦプラーク（国際クラス建造納付金の領収書として）を受け取ること。　プラークはディンギーのセールナンバーとして、組み立てが完成次第に、建造者により、後部トランサムの内側表面にしっかりと固定すること。セールナンバー６９７０７０以後の艇だけが、ＩＳＡＦプラークの表示を要求される。６９０７０以前の艇は、計測用紙に記入されたセールナンバーを使用すること。

4.3　国際クラス建造納付金の額は、ＩＳＡＦが検討することがある。

５． 計 測 証 明 書

5.1　計測 **証明書** は以下のいずれかとする。

ａ）計測用紙のオリジナルまたは、正謄本は、**証明機関** または、各国ミラー協会により、スタンプされている事、または

ｂ）ＩＳＡＦにより、この目的のために承認された書式であり、**証明機関** または、各国ミラー協会により発行された書類。

5.2　オーナーが計測 **証明書**を入手するには、艇を計測するための**公式計測員**を手配し、**補正おもり**があれば、しっかりと固定されていることをチェックすること。　計測用紙が正確に作成完了されて、

公式計測員及び所有者がサインした後、所有者は各国協会（注：日本ではＪＳＡＦ）または、各国ミラー級協会宛にこの用紙を送付し、協会は計測済み用紙を確認、スタンプを押し、計測 **証明書**を発行する。

5.3　計測 **証明書**は、オーナーが、各国ミラー級協会の現役会員であるか、またその国に各国ミラー級協会がない場合には、国際ミラー級協会の会員である場合のみ有効である。

5.4　所有権が変わると計測 **証明書**は無効になる。新しいオーナーは、証明書原本を、ＩＳＡＦ加盟各国協会または、各国ミラー級協会宛に返却し、協会は再有効化、または、差し替えの計測 **証明書**を発行すること。

６．是　　認

6.1　レース前の艇は、有資格出場のため、計測 **証明書**は、以下の点が是認されなければならない。

（ｉ）浮力 － 最初の浮力試験または、検査は、管理規則７.で承認された**公式計測員**が、規則４.に従って、実施せねばならない。
その後の年次浮力テストまたは、検査を要求されるが、計測員か正当に任命されたクラブ役員が実施してもよい。　この規則による浮力試験または、検査の完了が満たされた上で、**公式計測員**かクラブ役員は、計測 **証明書**の浮力項目にサインと日付記入をすること。

（ii）セール － オーナーは、**クラスルール**に従って、全て、レースのために計測されたセールを使用されねばならない。　計測を充足して完了した上で、計測員は**セールのタック**部分にサインと日付記入をすること。

（iii）重量 － 艇は**クラスルール**に従って計量され、充足して完了した上で、**公式計測員**が、**計測証明書**の重量の裏書項目にサインと日付記入をすること。**補正おもり**は、ディンギーが公式な再計量と**計測証明書**の裏書をすることなく、移動や交換をしてはならない。

７．計　　測

7.1　各国協会、各国ミラー級協会、または、国際ミラー級協会によって公認された計測員だけが　艇、そのスパー類、セールおよび装備を計測し、それらが**クラスルール**に従っていることを、計測用紙に宣誓のサインをしなければならない。

7.2　計測は、本規則に明記されている場合を除き、現行のＩＳＡＦセーリング装備規則に従って遂行しなければならない。

7.3　計測員は、自身が所有するか建造した、または計測員が利害関係者であるか既得の利害関係を持つ、艇、スパー類、セールまたは装備を計測してはならない。

7.4　すべての艇、スパー類、セールおよび装備は、各国協会やレース委員会の裁量で再計測の対象となり、承認された計測員のみが再計測を行なう。

7.5　全ての艇の交換、差し替えや、修理は、現行**クラスルール**に従い、艇体 パネルの差し替えが必要ならば、認可されたキット製造元から供給される、原型のようなパネルで実施しなければならない。

Part B, 規則 1.1.2 は改造、交換もしくは修理に使用した部品の変更に適応される。 艇が修理、または再建造され、それが艇体の三分の一を超える場合、現行のクラス規則に従って再計測すること。

7.6 すべての艇、スパー類、セール、および装備は、規則に明記されている場合を除き、常に現行**クラスルール**と、有効なセーリング競技規則に従っていなければならない。

7.7 これらの規則に含まれているにもかかわらず、各国協会は、艇に計測 **証明書**の発行の拒否及び、艇から計測 **証明書**の取消を実施する等の権限を有している。 要求があれば、オーナーは計測 **証明書**を各国協会、又は各国ミラー級協会に返却するものとする。

パートＢ － 計測 規則

１．　艇 体

1.1　構造　素材

1.1.1　認可されたキット製造元は、ＩＳＡＦの仕様のため、艇体の完成には、木材、合板、グラスファイバー、テープ、レジン、接着剤のみを使用しなければならない。

1.1.2　アマチュア及びプロの建造者は、ミラーキット（任意の接着剤を除き）で供給された素材のみを使用して艇体を完成しなければならず、本規則により許されると明記された以外には、キットのどの部品も修正や差し替えをしてはいけない。

1.1.3　ＧＲＰ建造者は、ＩＳＡＦ ＧＲＰ建造仕様に規定された素材のみで艇体を完成させなければならない。

1.1.4　仕上げは任意だが、本規則で許されている事以外の強化をしてはいけない。

1.2　構　造

1.2.1　全てのパネルと木製部品は、前方シュラウドブロック、ジブフェアリーダーと、前方マストステップが任意であることを除き、キットで供給され艇体に合体させなければならない。全ての木製部品は、この目的を意図してのみ、使用しなければならない。　本規則によれば、一部の素材が任意の場合、供給された木製部品は、交換素材の同等の部品と差し替えてもよい。

1.2.2　木製艇体の船殻は、‘ステッチ アンド グリュー’工法を使用して組み立てられねばならず、全ての艇体接合部は、キットで供給されたグラスファイバーテープを使用して、少なくとも１層で、接合部の内側と外側の両側から補強して組み立てらければならない。　他のキットパネルとの間の接合は、キットで供給されたグラスファイバーテープを使用して、少なくとも１層で、補強せねばならない。

1.2.3　ＧＲＰ艇体は、ＩＳＡＦ建造仕様に従って、組み立てらければならない。

1.3　計 測 定 義

1.3.1　チャイン － チャインとは、底板の外側表面の延長線と側板との交点であると定義され、滑らかにしなければならない。

1.3.2　未使用

1.3.3　艇体基準点 － 後部トランサムの最下点と、底板の延長線とが、センターライン上で交わるところである。

1.3.4　前部計測点 － 前部計測点とはセンターライン上でキールバンドの外側の表面と、バウトランサムの表面の延長との交点　と定義される。

1.3.5　計測 断面 － 計測断面は、次の各点で計測すると定義する：艇体センターライン、外側ガンネル直下のチャインとシアーラインに沿った後部トランサムの後部表面からの各点

断面	艇体 センターライン ㎜	チャイン ㎜	シアーライン ㎜
0	0	0	0
1	700	700	700
2	1400	1400	1400
3	2135	2140	2135
4	2460	2470	2465

1.4　艇 体 形 状

1.4.1　図表に従って、基線からセンターライン上のキールバンドまでの距離は、基線に垂直に降ろして計測され、計測は±　１０㎜以内に収めなければならない。

断面	mm
1	108
2	38
3	44
4	76

1.4.1　後部トランサムの後部表面のセンターライン上の点はどれも**艇体基準点**を通る線から１０㎜を超えてはならず、基線に垂直でなければならない。

1.4.3　艇体断面は、下のような図と表に一致しなければならない。

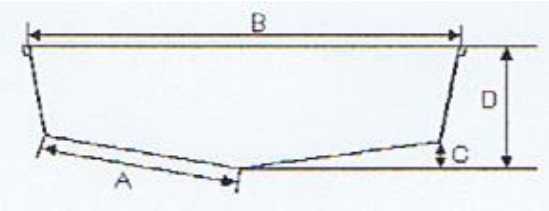

Ａ　は艇体センターラインからチャインまでの各底板の幅
Ｂ　は**シアーライン**での幅

C　　は水平線に接するキールバンドとチャインとの間隔、ただし、断面０の水平線は**艇体基準点**を通過しなければならない。

D　　は水平線に接するキールバンドとシアーラインとの間隔、ただし、断面０の水平線は**艇体基準点**を通過しなければならない。

断面	A mm	B mm	C mm	D mm
0	480	1063	60	312
1	578	1284	70	418
2	614	1382	120	499
3	595	1296	203	525
4	563	1172	240	520

各断面における計測Ａ、許容誤差　＝±８㎜
断面0における計測Ｃ、許容誤差　＝±８㎜
各断面における計測Ｂ（断面0を除く）許容誤差　＝±２０㎜
各断面における計測Ｄ（断面0を除く）許容誤差　＝±１５㎜
その他すべての計測は、許容誤差　＝±１０㎜

1.4.4　キールバンド横の艇体殻の外周の計測される距離は、前部計測点から**艇体基準点**まで　３０８８㎜±１０㎜でなければならない。

1.4.5　一列のバウトランサムのバウ形状の頂部中心から、前部計測点までの距離は、バウトランサムの表面に沿って５２０㎜±１０㎜で計測されなければならない。

1.4.6　バウトランサムの最小幅は　トランサムの上面に沿うか、平行に計測して、次の表のようでなければならない。

前部計測点からの距離	**幅**
275 mm 475 mm	405 mm 550 mm

セールナンバーが６９９３１以前の、１９９８年６月３０日以前に組み立てと（*計測が*）証明された艇は、幅が頂部計測点で５００㎜以上でなければならない。

1.4.7　チャインから内側寄りに５０㎜、センターラインから外側寄りに５０㎜の点の間で底板の艇体の横方向の湾曲は表の通りでなければならない（凸面カーブがポジティブ）。

断面	湾曲
0	6mm ± 3mm
1	0mm ± 3mm
2	8mm ± 5mm
3	8mm ± 5mm

1.4.8　断面０から３までの間のチャインの半径は１０㎜以内でなければならない。

1.4.9　**ビルジキール**は図の通りでなければならない。それらは幅が１３㎜以上で深さは９㎜以上、長さが９１５㎜以上でなければならない。

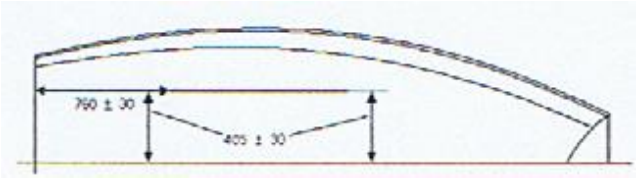

1.4.10　**スケグ**は図の通りでなければならない。寸法はキールバンドを含むものとする。全長は６３５㎜以上艇体の位置で厚さは１８㎜以上としなければならない。**スケグ**の穴は任意である。穴がある場合には、その周りのすべてに関連するフェアリング（*流線型の覆い*）、最大長さ２０２㎜、最大深さ７３㎜の長方形の中に納まるとして計測されなければならない。穴は最小限１０㎜艇体またはキールバンドの表面から離れていなければならない。

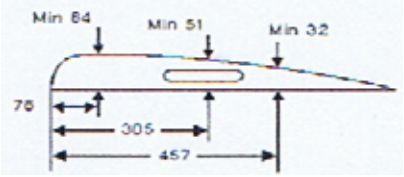

1.4.11　**ダガーボード**ケースは図の通りでなければならない。**ダガーボード**ケースの高さは、**ダガーボード**スロットの前後端で、キールバンドを含み、艇体外側の下側から計測せねばならない。　各端の最初の５㎜を除いて、**ダガーボード**スロットの幅は１５㎜ +/- ４㎜ でなければならず、２㎜以上の変動が無いこと。**ダガーボード**を完全に下した時の突出部は、キールバンドの下で６１０㎜以内でなければならない。通常のセーリングの位置では、前端の傾斜は基線からの垂直に対して２０分の１以下でなければならない。

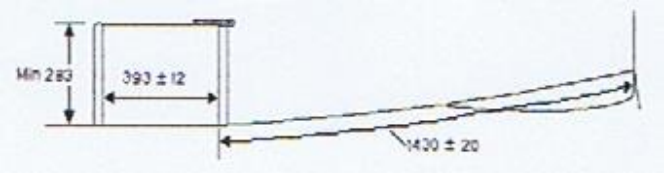

1.4.12　外側のガンネルは、側板に垂直に幅１５㎜±３㎜で計測されねばならない。外側のガンネルの深さは、シアーラインから側板に平行に２８㎜±３㎜で計測されねばならない、ただし、バウから５００㎜以内の深さについては、２０㎜以上あれば減少させてもよい。　木製ガンネルのガンネル端部の半径は、１５㎜以下でなければならない。この最小寸法の規則はＧＲＰガンネルでは適用されない。

1.4.13　船首支柱は、２００㎜以上の長さと１５㎜以上の厚さがなければならない。
船首支柱はＧＲＰ艇では除外してもよい。

1.4.14　穴を後部トランサムに、次のように開けてもよい。
後部デッキの上の２つの排水口、高さ４０㎜以内、幅１００㎜以内の長方形に納まる大きさでなければならない。
後部浮力タンクの中の排水路の穴２つ。
メインシートの装着のための直径１８㎜以下の穴１つ、どの部分もトランサムの上端から５０㎜以下でなければならない。

1.4.15　**ダガーボード**用の穴、トランサム排水口、トランサム排水路の穴、メインシートの穴、マーク１艇のオールを固定する穴、吸引式ベイラーと取り付け、以外に艇体殻を貫通する穴を開けてはならない。

1.5　艇体 外 側 の 艤 装

1.5.1　Ａ 非鉄金属のキール-バンド、横断面がＤ型形状や長方形であり、最小２㎜かつ最大4．5㎜の深さでセンターライン上そして幅11、は艇体の外側に艤装されなければならない：

（ｉ）　２０㎜以上の前部トランサムの点から、艇体センターラインに沿って、前部計測点から**ダガーボード**スロットの前端まで；

（ii）　艇体センターラインから25㎜ バンドの内側端で**ダガーボード**スロットのそれぞれの端から；

（iii）　**ダガーボード**スロットの後から、艇体センターラインに沿って、そして下側に沿って、そして**スケグ**の後端から、**艇体基準点**の１０㎜以内まで。

ＧＲＰ艇はキールバンドがＧＲＰでもよいが、その場合は艇体の鋳型成形により形成されなければならない。

1.5.2　２個の**ラダー**軸の艤装は、後部トランサムで、間隔が２００㎜以上離れた軸受に艤装されねばならない。ラダー保持装置を取り付けること。

1.5.3、　曳航アイ（単数）は、船首支柱または前部トランサムに取り付けてもよい。

1.5.4　２個以内の吸引式ベイラーを取り付けてもよい。

1.5.5　裏あて板はシュラウド留め金に取り付けてもよい。
木製の裏あて板またはその他の素材は艤装取り付けの安全確保及び/又は強度向上の為のみに使用が許可される。木製パネルの内側或いは外側に取り付けられるが、艇体の外側には規則に示されていない限り据付はしてはいけない。

1.5.6　２個のレース用スピネーカーフックと２個のクリート、全ての任意の裏あて板は、ガンネルの外側に取り付けてもよい。これらの艤装のどの点も外側ガンネル表面の最も近距離に接触する縦線の艇外には取付けてはならない。

1.5.7　転覆回復ライン用の任意裏あて板は２箇所の取り付け点は外側ガンネル下側に取り付けてもよい。
これらの艤装のどの点も外側ガンネル表面の最も近距離に接触する縦線の艇外には取付けてはならない。

1.5.8　トランサムから後部浮力タンクへの、最小１０㎜、最大２０㎜の直径の排水路の穴が、最多で２つまで.　これらの穴は、キャップの装着で明確にロックする仕組みである事。

1.5.9　その他の艤装は、トランサム後部の後ろ面の艇体前方の外側に装着してはならない。

1.6　内 部 の 詳 細

３つのインテリアデザインが許される。それらは次の通りに定義される。

1.6.0.1　マーク１インテリアデザインは、格納する区画が無く、ドリップ手摺が無く、内部ガンネルも無く、（これらは後で追加したのかもしれなかった）、厚みのあるトランサムでは、デッキ面に延長されなかった、そして、サイドデッキから、オール装着部とシュラウド ブロック下のパッド位置の側板まで腕木があった。
このデザインは、セールナンバー１から７００までの木造艇に使用された。

1.6.0.2　マーク２インテリアデザインは、格納する区画、ドリップ手摺、内部ガンネル、厚みのあるトランサムが、デッキ面まで延長されている。オール装着部を支える腕木とシュラウド ブロック下のパッドはない。このデザインは、セールナンバーが７０１を越える木造艇に使用された。

1.6.0.3　マーク３インテリアは２００６年にＧＲＰ構造のためにデザインされた。このデザインは、格納す区画が無く、（しかし、格納隔壁内にビンのような格納器を持つのは任意でよい）ドリップ手摺が無く、ガンネルは上からくるまれ、船首支柱やシュラウドブロックはない、窪んだ(*皿のような形の*)前と後ろのデッキ、マストステップ用の前方掲揚エリアもない。

1.6.0.4　マーク１では、”後部トランサムの前面”の計測には、後部トランサムの前面の中央に、デッキ面から上に５０㎜以上の必要な突起を取らなければならない。

1.6.1　３インテリア全てに適用される規則

1.6.1.1　シアーライン上で、後部トランサムの後面から防舷材の最前面の全長は、最小３２８５㎜から最大３３２５㎜の間で計らねばならない。

1.6.1.2　後部隔壁の前面は、デッキ面でセンターラインに沿って計り、後部トランサム ユニットの前面から、最小３９５㎜から最大４５５㎜の間でなければならない。

1.6.1.3　隔壁格納区画の前面は、デッキ面でセンターラインに沿って計り、後部トランサム ユニットの前面から、最小２０８５㎜から最大２１１５㎜の間でなければならない。

1.6.1.4　サイドタンク（*左右*）板の表面での間隔は、後部隔壁の前面の位置で、最小７３５㎜から最大７６５㎜の間でなければならない。

1.6.1.5　サイドタンク（*左右*）板の表面での間隔は、隔壁格納区画の後面の位置で、最小７３５㎜から最大７７５㎜の間でなければならない。

1.6.1.6　スオート（*横座席*）は、前と後ろとの幅は１４２㎜以上で、１３㎜以上１７㎜以下の厚さでなければならない。　厚さ寸法はＧＲＰスオートには適用されない。　スオートは両サイドタンク パネルの幅一杯まで伸長され、**ダガーボード**ケースの頂部上に永久に固定されなければならない。　スオートにセンターライン上の隙間で１９ミリ以下の切り込みを入れなければならない。

スオートの後端から、デッキライン位置での後部トランサム ユニット前面までの距離は、最小１３１５㎜から最大１３６５㎜の間でなければならない。　スオートの横切る幅は、最小８０５㎜から最大８３５㎜の間でなければならない。

1.6.1.7　インスペクションハッチの内側直径は最小１３０㎜から最大１７０㎜の間で、マーク２では前部浮力タンクの前部デッキ、または前部隔壁に取付け、　マーク１またはマーク３では格納隔壁のどちらかに取りつけねばならない。　後部隔壁とサイドタンク パネルは、直径が１７０㎜以下のインスペクションハッチをそれぞれに１個を付けてもよい。　全てのインスペクションハッチは、レース中には水密カバーを取り付けねばならない。

1.6.1.8　後部隔壁とそれぞれのサイドタンク パネルには、直径が最小１０㎜から最大２０㎜の排水口１個が、前部隔壁と格納区画隔壁には、直径が最小１０㎜から最大２０㎜の排水口２個が、なければならない。　排水口（単数または複数）は、タンクにインスペクションハッチが取り付けられているものについては除外してもよい。　全ての排水口で、格納区画隔壁以外のものは、レース中には閉鎖しておくこと。　前部隔壁の排水口についての要求は、マーク１とマーク３の艇には適用されない。排水口の最小サイズはマーク１の艇には適用されない。

1.6.1.9　床バテンは、それぞれが、最小１６１５㎜から最大１６３５㎜の長さがなければならない。それらは、艇体センターラインの２つのどちらかの側から、コックピットのくぼみにしっかりと固定されなければならない。　それらより寸法が大きくない、３番目の、一対のバテンは、艇体センターラインの両側に一つずつ固定してもよい。　バテンは、後ろと格納隔壁の間の位置であること。　セールナンバーが６８，０００より少ない艇は、短めのバテンであってもよいし、ひとつの側につき、１枚だけであってもよい。　床バテンは、ＧＲＰ艇は除外してもよい。

1.6.1.10　マスト ステップの素材は任意である。　マストステップの頂部表面は、前部デッキ バットストラップの上方へ１2㎜以下でなければならない、またはマーク３では、マストステップ取り付け金具の表面。　排水口は、マストステップでは直径が６㎜を越えなければ許される。
ガンター リグが装備された艇では、次が適用される。　マストステップのセンターは、デッキ面の後部トランサムの前面の前方で、最小２１４５㎜～最大２１７５㎜とする。
バーミューダー リグが装備された艇では、次が適用される。**スパー**の前側と、前部デッキバットストラップまたはマストステップ装着表面の交点は、デッキ面の後部トランサムの前面の前方で、最小２１４５㎜～最大２１７５㎜であること。
任意の第 2 マストステップは、上記許容範囲で外側に取り付けてもよいが、*レース中* は使用してはならない。

1.6.1.11　デッキ面上における、後部トランサムの後面から、後部トランサムの前面までの最短距離は最小２２㎜、最大２８㎜間であること。

1.6.1.12　取り付けのため以外に、内部構造や甲板材に穴を通してはならない、ただし、フットレストには１個の排水口、マストステップの後端に６㎜以内の排水口が許されることを除く。
ＧＲＰ艇には、フットレストは無くてもよい。

1.6.1.13　隔壁または、合板の支柱または、木を、スオート付近の各サイドタンクに取り付けてもよい。

1.6.2　　マーク１ のインテリアのみに適用される追加規則

1.6.2.1　サイドタンクパネルの深さは、後部隔壁の前面では最小２００㎜～最大２３０㎜、格納区画隔壁の後面では最小２６０㎜～最大２９０㎜でなければならない。

1.6.2.2　全ての断面でのデッキ面は、シアーラインの下、最小１００㎜～最大１３０㎜でなければならない。

1.6.2.3　ガンネルが取り付けられた場合には、規則1．6．3．4に適合していなければならない。

1.6.3　　マーク２のインテリア だけに適用される追加規則

1.6.3.1　前部隔壁の後面は、格納区画隔壁の後面の前では最小３００㎜～最大３４０㎜でなければならない。

1.6.3.2　規則1．6．2．1を適用する。
1.6.3.3　規則1．6．2．2を適用する。

1.6.3.4　内側ガンネルは、最小１７㎜～最大２３㎜の幅で、サイドパネルから垂直に計らねばならない。内側ガンネルの深さは、最小２５㎜～最大３１㎜の幅で、サイドパネルに平行である**シアーライン**から計らねばならない。ただし、バウから５００㎜以内で、深さが２０㎜以下まで下がらない箇所を除く。ガンネル端の半径は、１５㎜以内とする。　この規則の最小半径はＧＲＰガンネルには適用しない。

1.6.3.5　ＧＲＰ艇でのドリップ手摺の材質は任意である。
1.6.3.6　面取りは、サイドタンクパネルとデッキパネルの交差点にてコントロールライン用のクリート装着に許される。　これは、最大２００㎜の長さで、タンクの角から３０㎜の位置とし、タンク頂部からサイドパネルまで下がったところまでである。　面取りがされる場合に、木製の強化ブロックを面取りの下に取付けなければならない。木製艇体上には面取りはガラスファイバーテープで覆うこと。各サイドタンクに１つの面取りが許される。

1.6.4　　次の規則は、マーク 3 のインテリア だけに適用される；

1.6.4.1　全ての断面でのデッキ面は、シアーラインの下から最小１００㎜～最大２２４㎜でなければならない。　マストステップ装着の表面は、シアーラインの下から最小９５㎜～最大１２５㎜でなければならない。

1.7　　<u>内 部 の 艤 装</u>

1.7.1　シュラウド装着艤装は、後部トランサムの後面の前で、最小１７９８㎜～最大１８４８㎜で、センターラインと平行に計ること。　任意のシュラウド取り付け点２つ目のセットは上記許容範囲で外側に取り付けてもよいが、*レース中* は使用してはならない。

1.7.2　フォアスティ 装着艤装は、デッキ面上で、前部トランサムの内側の表面で、センターライン上に永久に固定しなければならない。

1.7.3　調整できない位置のジブシートフェアリーダーはポートに１箇所、スターボに１箇所以上あってはならない。　ローラー フェアリーダーは許されない。　ジブシート ジャムクリートはつけてもよい。　フェアリードと関連ジャムクリートは、ガンネル、甲板材の上、スオートの上のいずれかに装着しなければならない。　マウンティング ブロックが使用された場合は、厚みは２５㎜以下、長さ、または横幅は１５０㎜以下でなければはならず、また甲板の端やスオートから突き出てはいけない。

バッキング プレートを使用する場合は、サイズは任意だが、その意図される目的にのみ使用し

なくてはならない。

1.7.4　ジブのタックは、レース中に調整することにより機械的拡大率が得られないという条件で、しっかりと固定すると良い。

1.7.5

	最小	最大
トランサム上のメインシート取り付け中心点（複数）の間隔	450mm	500mm

1.7.6　その他の内部インテリア艤装については、本規則で、今後、さらなる限定や禁止の事項となる可能性がある。

１．８　重　　量

1.8.1　艇は、内部及び外部の表面が、乾燥している状態で、計量されなければならない。　最初の計量は艇が初めて進水する前、または、艇を少なくとも１４日間、排水口とハッチカバーを開放して、乾燥状態で水が入らないようにした後に実施されなければならない。

1.8.2　補正おもりがある場合はそれを含み、４５．５kg以上なければならない。　この重量は、ネジ止め、接着、ボルト締めで、所定の位置に通常はしっかりと装着された、必要不可欠なもの全てを含み、センターボード、ラダー、ティラー、セール類、スパー類、コンパスと、その他の取り外し可能な、必要不可欠ではないものを除く。

1.8.3　**補正おもり**は装着しても良いが、鉛でスオートの下側に固定なければならない。後部隔壁の前面にに補正おもりを付けている艇は、２００８年１２月１日までに補正おもりの位置を変更すること。**補正おもり**は、アラビア数字の１５㎜以上の高さで、その重量を永久に記すこと。
１９９７年９月１日以降に最初の証明をされた艇の**補正おもり**の総重量は、３kg以下でなければならない。　各**補正おもり**の重量と数は、それが付けられている場合には、**計測証明書**に記録されなければならない。

1.8.4　艇が**公式計測員**により、乾燥状態で再計量し、**計測証明書**に重量を書き直し、サインしない限りは、**補正おもり**は、移動したり、交換してはならない。　その**証明書**は、各国協会または各国ミラークラス協会に送付しなければならず、証明書に裏書されてから、オーナーに返却されなければならない。

２　ダガーボード

2.1　**ダガーボード**は、ソリッド、ラミネートされた木、フォーム（泡状）、ＧＲＰ、レジン、接着剤、充填剤、中空微小球、コロイド状シリカ、ゲルコート、またはそれらの組み合わせでなければならない。

2.2　**ダガーボード**は、真鍮、ステンレススチール、陽極処理アルミニューム、または後縁、下端、下端コーナーに沿って挿入された、プラスチック製ストリップを含んでも良い。
ストリップまたは 挿入物は板の端から５０㎜以内で板に及んでいなければならない。

2.3　**ダガーボード**は、塗装、ニス、レジン被膜、オイル、ワックス　またはそれらの複合で仕上げても良い。

2.4　**ダガーボード**は、上端から５０㎜以内でハンドル穴を含めても良い。

2.5　**ダガーボード**は、淡水の中に自力で浮いたままでいなければならない。

2.6　**ダガーボード**は、図に従わなければならない。　**ダガーボード**は、厚さ１４㎜以下で、かつ厚さの偏差は、寸法２㎜以内のへこみや空洞を除いて、両側端から５０㎜以内の所では１㎜以下でなければならない。　**ダガーボード**の先端、後端、下端は、（*偏差*）５㎜以内の直線に納まり、先端と後端は１０㎜以内の許容範囲で並行でなければならない。

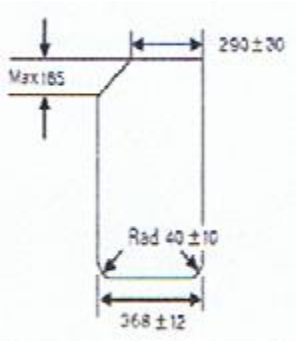

2.7　以下を付けなければならない。
(1)　ソリッド ハンドルやストップ または両方、**ダガーボード**が艇体から下に突き出すのを制限するために各側に取り付けられたもの。

2.8　以下は付けてもよい。
（1）平ひもやロープのハンドル（*単数*）。
（2）ダガーボードを保持する索具ポイントまたは穴

３　ラダー

3.1　ラダー板は、ソリッド、ラミネートされた木、フォーム（泡状）、ＧＲＰ、レジン、接着剤、充填剤、中空小球、コロイド状シリカ、ゲルコート、またはそれらの組み合わせでなければならない。

3.2　ラダー板は、真鍮、ステンレススチール、陽極処理アルミニューム、または後縁、下端、下端コーナーに沿って挿入された、プラスチック製ストリップ、または軸や 板の位置の穴 を含んでもよい。
ストリップまたは 挿入物は板の端 または穴の端 から５０㎜以内で板に及んでいなければならない。

3.3　ラダー板は、塗装、ニス、レジン被膜、オイル、ワックス　またはそれらの複合で仕上げても良い。

3.4　ラダーストックは、ソリッド、ラミネートされた木、アルミニューム合金、フォーム（泡状）、ＧＲＰ、レジン、接着剤、充填剤、中空小球、コロイド状シリカ、ゲルコート、またはそれらの組み合わせでなくてはならず、プラスチックやステンレス鋼を組み合わせてもよい。

3.5　ラダーストックは 塗装、ニス、レジン被膜、オイル、ワックス またはそれらの複合で仕上げてもよい。

3.6　ラダーストックの重量は、ティラーと取付け具を含み、ティラー エクステンション、ラダー板と、軸ボルトを除いて、０．９kg以上でなければならない。

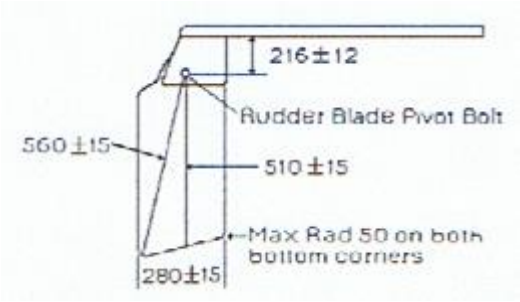

3.7　**ラダー**板の寸法は、図に従わなければならない。　**ラダー**板は、厚さ１４㎜以下で、かつ厚さの偏差は寸法２㎜以内のへこみや空洞を除いて、両側端から２５㎜以内の所では１㎜以下でなければならない。軸ボルト穴の中心は、ティラーの下側の最も低い点と、ストックの先端の交点から、ストックの先端と平行に計測され、下側へ２０４㎜～２２８㎜でなければならない。

3.8　ティラーの素材と**ラダー**を固定する方式は任意である。

3.9　**ラダー**板は、軸の周りで回転しなければならない；しかし、先端は、垂直線の前方へ動いてはならず、先端が最も低い方向位置の点の時は、**艇体基準点**を通した垂直線は７０㎜以内に残っていなければならない。

3.10　**ラダー**板と**ラダー**ストックの間にワッシャを取り付ける事は許される。

４　浮力タンク、テスト と 検査

4.1　浮力タンクは、デッキ材、隔壁、サイドタンクパネルと、艇体殻で形成されなければならない。
次の浮力タンク形態は許される。

ｉ）　４分離タンク、これらは船尾タンク、サイドタンク２個と、船首タンクからなる。
ii）　２分離タンク、これらは船尾とサイドの合同タンクと、船首タンクからなる。
iii）　１単一タンク、ＧＲＰ仕様書に従って、船尾、サイドと、船首が合同し、抱合した形からなる。

4.2　各浮力タンクは、管理規則 6.1(ｉ)に従って、個別に試験、検査され、次の手続きが使用される：

浮力タンクハッチは、通常閉められなければならない。そして排水口は、圧力源とゲージが管で接続されている箇所以外の栓は、通常閉められなければならない。　その後、浮力タンクと周囲の外気との圧力差を引き起こす装置及び圧力差計測用のU-チューブ水ゲージをタンクに接続すること。
水ゲージで少なくとも１００㎜の差が読める程の空気圧をタンクに作動しなければならない。
浮力タンクを圧力源から分離後、圧力差は、２０秒以内に１００㎜から５０㎜に減少してはならない。

テスト完了後、浮力タンクの状態及び固定がしっかりしていることを充分確認したら、**公式計測員**または、クラブ役員は任意で**計測用紙**または、**計測証明書**に、浮力についての裏書とサインをしてもよい。

５．　ス パ ー 類

艇は、ガンターマストとガフで構成されるガンターリグ、または、バーミューダー マストで構成されるバーミューダー リグ、を付ける事が出来る。　これらリグ構成のうちの１つのみを、連続開催期間が１４日以内のいかなる大会*(単数)*にも、使用する事ができる。

5.1　ガンター マスト

5.1.1　**マスト**の全長は、端末の艤装が装着されているならばそれを含み、３２９６㎜以下でなければならない。

5.1.2　**マスト**は、ソリッド（*中の詰まった*）でラミネートされていない木、または、末端が木栓のアルミニューム合金の管がよい。

5.1.3　**マスト**は、最下部の端末から５０㎜の点と頂部末端から１３０㎜の点との間が、横断面が円形でなければならない、ただし、深さ２㎜以内のへこみや空洞はこの規則に違反しているとは考えない。

5.1.4　木製**マスト**の直径は、５０㎜±６㎜でなければならず、アルミニューム合金**マスト**の直径は、５０㎜±３㎜でなければならない。

5.1.5　メインセール ハリヤードのシーブ(*横車*)は、**マスト**の中心の溝内に、すっかりと保っていなければならず、**マスト**最下部の端末とシーブの軸受表面との距離は３２００㎜以内でなければならない。

5.1.6　**マスト**最下部の端末とブーム頂部の端との距離は６６９㎜±１０㎜でなければならない

5.1.7　**マスト**の重量は、固定した艤装を含め、2.7㎏以下でなければならない。

5.1.8　**マスト**の後ろ側は直線でなければならない。１５㎜以下の永続的な装置はこの規則に違反しているとは考えない。

5.1.9　**マスト**の最下部の留釘は、**マスト**のセンターライン上になければならず、**マスト**が持ち上がった時にペグがどの方向にも２㎜以上マスト上で動かないようにしなければならない。

5.1.10　スピネーカー ポールの艤装は、３５㎜以上突き出てはいけない。

5.1.11　リギンは、**マスト**の内側を通さないように。

5.2　メイン ブーム

5.2.1　ブーム**スパー**の全長は、艤装を含まずに、最小２２３５㎜、最大２２８５㎜でなければならない。

5.2.2　ブーム**スパー**は、ソリッド（*中の詰まった*）でラミネートされていない木か、または国際合金指定システム（ＩＡＤＳ）６０００シリーズのアルミニューム合金成型の、どちらかでなければならない。前方末端が２００㎜以内の木製ブームは、ＧＲＰで補強してもよい。　合金**スパー**の仕上げは、陽極処理、塗装、粉末コーティング、またはワックスがけをしなければならない。木製**スパー**の仕上げは、塗装、樹脂コーティング、ニス塗、またはワックスがけがされていてもよい。

5.2.3　アルミニューム合金の**スパー**は、最大**ブーム スパー横断面**で、垂直または横軸方向に５１㎜で計測

され、その全長間一定の断面でなければならない。　アルミニューム合金成型の
スパーは、インテグラル スパー グローブ を付けてもよい。　前方の１００㎜以内を除き、木製
スパーは、最大**ブーム スパー横断面**で垂直または横軸方向に最小３７㎜、最大４３㎜で計測し、全長間一定の断面でなければならない。

5.2.4　ブームバング取り付け点の木製**スパー**後部の側面に、艤装品を取り付けてはならない。
アルミニューム合金の**スパー**は、内部を艤装化してもよい。

5.2.5　クリュー アウトホールの軌跡は、凹型で木製ブームの頂部に平になるようにするとよい。

5.3　ガ　フ

5.3.1　ガフの全長は、ラフの溝に沿って計られ、２８０９㎜以内でなければならない。

5.3.2　ガフは、ソリッド ウッドか、ラミネートされた２枚（一対）の木でなければならない。

5.3.3　ガフの外周（ガース）は、次の数値以下でなければならない：
頂部の末端で１０２㎜
下部端末から２０４㎜の点で、
ラフの溝に沿って計り１２７㎜
ガフバンドで１４６㎜
ガフは、ガフバンドから頂部まで均一に細くならなければならない。　ガフのどの断面も、後ろから前の方に、または直接船体を横切る方向に４５㎜を越えてはならない、ただし、ジョーの横木が越える事を除く。

5.3.4　ガフのラフの溝面は直線でなければならない。　１５㎜以下の永続的な装置はこの規則に違反しているとは考えない。

5.3.5　バンドの下端は、ガフの頂部から７６㎜以上となるようにし、幅が１６㎜以上の際立った色の計測バンドをガフに塗装すること。

5.3.6　メインセールハリヤードは、ガフの溝を通して、装着バンド、または装着留め具で取り付けなければならない。　ハリヤード装着バンドまたは留め具の最下部は、ガフの頂部から下方に１７３３㎜以内でなければならない。

5.3.7　マストの近くのへこみは許されない。

5.4　スピネーカー ポール と ジブ スティック

5.4.1　スピネーカー ポール と ジブ スティックの全長は、艤装の末端があればそれを含み、各部は１５２４㎜を越えてはならない。　横断面の寸法と艤装は任意である。

5.4.2　スピネーカー ポール と ジブ スティックを搭載する場合は、木または、アルミニューム管でなければならない。

5.5　バーミューダー　マスト

5.5.1　計測は、明記されていない限り、ＩＳＡＦセーリング装備規則（ＥＲＳ）に従わなければならない。
用語がＩＳＡＦセーリング競技規則（ＲＲＳ）に定義されている場合は、その**定義**用語は”*斜体*“で印字される。　ＥＲＳで定義されている場合には**“太字体”**で印字される。
ＥＲＳ　パート１　Ｂ節.７ とＢ節.９を適用する。

5.5.2　**マスト 基準点**は**ヒールポイント**である。

5.5.3　マスト ヒールの ほぞ は、その最下部が**ヒール ポイント**を形成し、マストステップのマストの位置決めとして使われる。

5.5.4　マスト ヒール ほぞ ショルダーは、5.5.3に定義された通り、マスト ヒール ほぞを覆う表面である。マストステップの頂面にもたれ掛ることも可能。

5.5.5　マスト ヒール ほぞ ショルダーの高さは、マスト ヒール ほぞ ショルダーの点からヒールポイントまでの最短距離を指す。

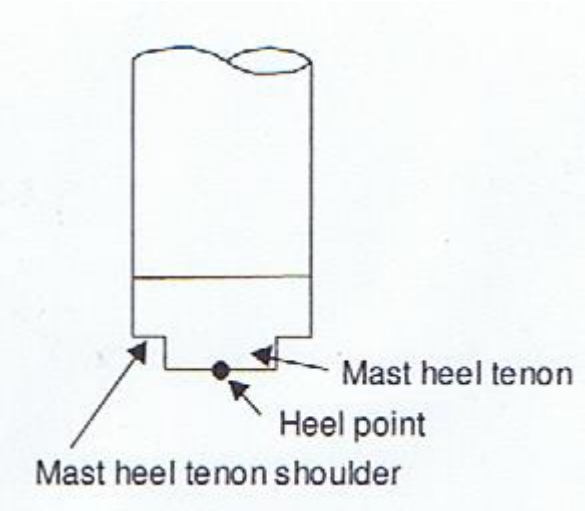

5.5.6　マストテーパー点は、**スパー**の前表面の点であり、その下の**マストスパー**成型の断面は一定である。ただし、いかなる接合機構から生じる断面変化は別とする。

5.5.7　マストテーパー点の高さは、5.5で定義された通り、**マスト基準点**と、マスト テーパー点との距離である。

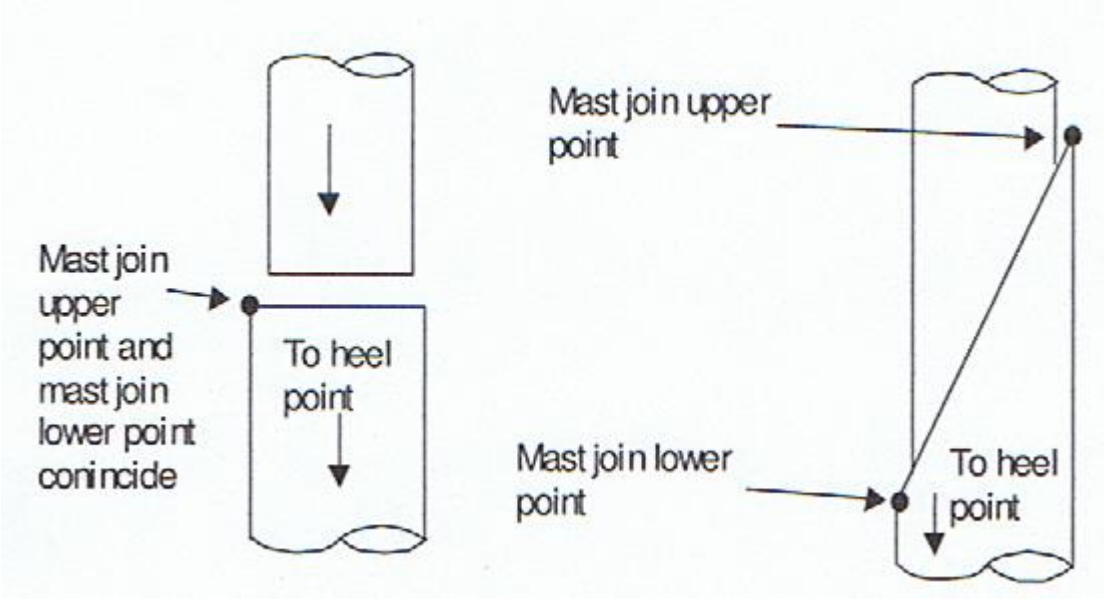

5.5.9　マスト接合部の下方点は、接合部での**マスト スパー**の下方断面の外側表面の、最も低い点である。

5.5.10　マスト接合部の上方点は、接合部での**マスト スパー**の下方断面の外側表面の、最も高い点である。

5.5.11　マスト接合部の下方点の高さは、5.5.9 で定義された通り、**マスト基準点**とマスト接合下方点との間の距離である。

5.5.12　マスト接合部の上方点の高さは、5.5.10 で定義された通り、**マスト基準点**とマスト接合上方点との間の距離である。

5.5.14　マスト接合部補強の長さは、最下点と接合部補強での最も高い点との間の距離である。

5.5.15　スピネーカー ホイストの艤装の突起は、スピネーカーハリヤードが通る、**スピネーカーホイスト高さ**と、必要ならば**スパー**を展開して、ハリヤードに対し９０度での**スパー**との間の最短距離を計らねばならない。

5.5.16　**スパー**は、国際合金指定システム（ＩＡＤＳ）６０００シリーズのアルミニューム合金成型でなければならない。合金**スパー**の仕上げは、陽極処理、塗装、粉末コーティング、またはワックスがけでなければならない。

5.5.17　**スパー**は、**スパー**成型で一体化してもよい。セール溝の固定を含まねばならず、スパー成型と一体でないセール溝は、国際合金指定システム（ＩＡＤＳ）６０００シリーズのアルミニューム合金成型、またはプラスチックでもよい。

5.5.18　**スパー**は、２つに分解可能なものでもよい。　２つの**スパー**部品の結合方法は任意である。マスト結合部の下方点の高さ、マスト結合部の上方点の高さ、マスト結合部の補強の長さの寸法は、２分割**スパー**だけが適用される。

5.5.19　スパーは、製造元または計測員により、シリアルナンバーが割り当てられなければならない。

5.5.20　艤　装

(a)　強　制

(1)　シュラウドとフォアスティ タング、アイ、フックターミナル バッキング プレート.
(2)　メイン ハリヤード シーブ ボックス、アイ、又はマストヘッド艤装結合シーブ.
(3)　グースネック.
(4)　ヒール艤装、ハリヤードとコントロール ラインのための結合シーブを含んでもよい。
(5)　メイン ハリヤード クリート、フック または、ティース ラック（*歯型状のフック*）
(6)　ジブ ハリヤード クリート、フック または、ティース ラック

(b)　任　意

(1)　装着具付き ジブ ハリヤード ブロック、またはシーブ ボックス.
(2)　装着具付き スピネーカー ハリヤード ブロック、またはシーブ ボックス.
(3)　スピネーカー ハリヤード クレーン.
(4)　スピネーカーポール艤装.
(5)　装着具付き ｽﾋﾟﾈｰｶｰ ﾎﾟｰﾙ ﾘﾌﾄ ﾌﾞﾛｯｸ、ｼｰﾌﾞﾎﾞｯｸｽ、または ﾘﾌﾄ ｱｲ（単数または複数）.
(6)　装着具またはアイ付きスピネーカー ポール ダウンホール ブロック.
(7)　ハリヤードとコントロールラインのためのエクジットシーブまたはエクジットスロット.
(8)　セール グローブ フィーダー.
(9)　メインセール タック ダウンホール クリート.
(10)　スピネーカー ハリヤード クリート.
(11)　スピネーカー リフト クリート.
(12)　スピネーカーポール デプロイメント ライン（フライ-アウェイ ポール）クリート.
(13)　エンド キャップ.
(14)　メカニカル 風見 取付け具.
(15)　スパーの接合装置.

(16)　ブーム バング と装着艤装.
(17)　コンパス　ブラケット
(18)　Ｇｎａｖ ストラット 装着艤装を含む.　→　→
(19)　マスト スリーブ.

5.5.21　**スパー**は、マストステップに、ヒールが２㎜以上動かないような方法、または、旋回が、**スパー**の外側表面で、どの点でも２㎜以上動かないようにして、垂直軸で立っていなければならない。

5.5.22　寸　法

	最　小	最　大
マスト スパー の湾曲		３０㎜
マスト スパー の横断面　マスト 基準点の上方向に１７００㎜		
前-と-後	４７㎜	７０㎜
横方向	４７㎜	７０㎜
マスト スパー の横断面　マスト 基準点の上方向に４８５７㎜		
前-と-後	２５㎜	７０㎜
横方向	２５㎜	７０㎜.
マスト リミット マーク 幅	１０㎜	
高さの下方点	６５９㎜	
高さの上方点		４８５７㎜
マスト テーパー点高さは、5.5.7で定義された通り	３１９３㎜.	
マスト ヒール ほぞ ショルダー高さは、5.5.5で定義された通り	８㎜	１２㎜
マスト 接合 下方点高さは、5.5.11で定義された通り	２８９３㎜	
マスト 接合 上方点高さは、5.5.12で定義された通り		３４９３㎜
マスト 接合 補強長さは、5.5.14で定義された通り		６５０㎜
フォアスティ　高さ	３１７３㎜	３１９３㎜
シュラウド　高さ	３１７３㎜	３１９３㎜
スピネーカー ホイスト　高さ		３２８３㎜
スピネーカー ホイスト　艤装 突起		９０㎜
スピネーカー ポール　艤装 突起		３５㎜

5.5.22　重　　量

（注：順番では5.5.23）

	最　小	最　大
ス パ ー 重 量	3.7kg	

６.　リ　ギ　ン

6.1　スタンディング　リギン

6.1.1　次のスタンディング リギンだけが、直径２㎜以上のワイヤロープでなければならない。

フォアスティ　１本
シュラウド　２本
ジブ ハリヤード　ストラップ　1本

バーミューダー マストの艇は、ジブ ハリヤード　ストラップを除外できる。
すべてのスタンディング リギンは、ガンターに取り付けねばならない。

6.1.2　すべてのスタンディング リギンは、マストのトップから５０㎜以内のトップに、輪を回すことによって、ガンター マストに装着しなければならない。　リギンからガンターマストを保護する為のプラスチック、またはＧＲＰのキャップは許される。

6.1.3　フォアスティは、フォアスティ装着艤装に取り付けなければならない。

6.1.4　**フォアスティ**の取り付方法は以下であること。
（ｉ）　フォアスティ装着艤装に直接、
（ii）　リギン アジャスター プレート または リンク により
（iii）　リギン スクリュー により
（iv）　シャックル 又は シャックル（複数）により
（ｖ）　**フォアスティ**装着艤装 または **フォアスティ**にだけに 取り付けなければならない巻き上げ器、ブロック(複数)や クリートを含んでもよい

6.1.5　各**シュラウド**は 規則 1.7.1 に識別された**シュラウド** プレート艤装のうちの１つに付けること。

6.1.6　**シュラウド**の取り付方法は以下であること。
（ｉ）　シュラウド プレート艤装に直接、
（ii）　リギン アジャスター プレート または リンク により
（iii）　シャックル 又は シャックル（複数）により
（iv）　リギン スクリュー により

6.1.7　シュラウド(複数)とフォアスティ は、レース中は変更できない。

6.2　ランニング　リギン

6.2.1　ランニング リギンの種類と素材、および関連する艤装は、次の制限のもとに選択する事ができる：

（ｉ）　メインとジブのハリヤードはグースネック下のマストにしっかりと固定されなければならない。
メイン ハリヤードは、２：１滑車を使用して締め上げてもよい。
その他の機械的拡大率を用いての締め上げ方法はどちらのハリヤードも使用してはいけない。
（ii）　メインシートは最多で５個のターニング ブロックを付けることが出来る。　メインシートまたは、ターニング ブロックは、スオートに接したコックピット内側、またはブームから、メインシート 装着点のみを経由して、トランサムに装着されねばならない。
メインシートがブームの外部に沿って通る場合は、ブームの表面から５０㎜以上突き出ないように、少なくとも１箇所以上の抑制環やスリーブを通さなければならない。
（iii）　このメインシート システムにだけ、ラチェット ブロック１個を使用してもよい。
（iv）　ブームバングは、８：１より大きくならない比率の滑車を付けねばならない。
または
ブームバングは、８：１以内の滑車のコントロールラインで、gnav ストラット配置でなければならない。　ストラットの下端の角度は、**ブーム**の上端に対して４５°よりも少ない角度で、**マスト スパー**の後端にブームを９０°にして計らねばならない。

（ｖ）　その他の、マストベンドをコントロールする、装置は禁止する。

7 節 ー セール類

7.1 パーツ

7.1 強 制

(a) メインセール

(b) ヘッドセール

7.1.2 任 意

(a) スピネーカー

7．2 総 則

7.2.1 規 則

(a) **セール類**は、証明書が有効となる、**クラスルール**に従わねばならない。

7.2.2 証 明 書

(a) **公式計測員**は、メインセールと、ヘッドセールにはタックに、スピネーカーにはヘッドに
サインと日付を記入して**証明マーク**をつける事により、**証明**しなければならない。

(b) MNAは、ISAF インハウス証明ガイドラインに従う製造元による手続きを取り、セールメーカー
で、計測と**セール証明**をすることに、一人または、それ以上の人を、任命してもよい。

7.2.3 定 義

(a) LMP ラフ計測点 － メインセールの、**タック**の点から1245㎜の所の**ラフ**上にある点。

7.2.4 セールメーカー

(a) 免許は要求されない。

7.2.5 制 限

(a) メインセール1枚、ジブとスピネーカーを各1枚のみ搭載すること。

(b) メインセール1枚、ジブとスピネーカーを各1枚のみ連続開催期間が14日以内の大会*(単数)*
に、使用する事ができる、ただしセイルを失うか、修理できないほど損傷した時を除く。

7．3 メ イ ン セ ー ル

7.3.1 識 別

(a) クラス記章は、寸法と必要条件を確認し、パートC−クラス記章を含む図式に従って記されなければならない。 記章は背と背を合わせて貼ってもよい。 背と背を合わせて貼る場合は、リーチの近くに位置されなければならない。

(b) 完全な艇／プラーク ナンバーを搭載しなければならない。

(c) 記章、文字と数字は黒色でなければならない。

7.3.2 素 材

(a) **プライ**の繊維は、織られたポリエステルで構成されること。

(b) **セールの補強**は、許されたセールの**素地**で構成されること。

(c) **プライ**の色は、パントン ウォーム レッドに含まれた赤から派生した、パントン色見本帳の179,185
187,192,193,200と201でなければならない。

(d) **ラフ**の**タブリング**（*重ね部*）は白でもよい。

7.3.3 構 造

(a) 構成は、**ソフト セール、シングル プライ セール**でなければならない。

(b) **セールの素地**は、全体にわたって、同じ**織物プライ**で構成すること。

(c) すべてのパネルプライは、リーチからラフまで、またはリーチからフット、またはリーチからラフとフット
に広がっていなければならない。

(d)　ひとつの**シーム**は、少なくとも、**2分の1のリーチの点**から1000㎜以内に**リーチ**と交わらねばならない。

(e)　セールは、リーチに3箇所の(3)**バテンポケット**がなければならない。各**バテンポケット**の中心線と、**リーチ**との交点は、**4 分の1、2分の1**と**4 分の 3 のリーチの点**から±50㎜以内でなければならない。

(f)　次のものは許される：ステッチ[縫合]、グルー[接着]、厚縁、織物テープ、**ラフ**のボルトロープ、コーナーアイ、ラフ縛りアイ、**バテンポケットパッチ**、弾性のバテンポケット、バテンポケットエンドキャップ、バテン保持装置、**ウィンドウ**、テルテール、その他の摘要可能の*規則*に許されると規定された項目。

(g)　リーチは次の間で直線から後方へはみ出してはならない：

(1)　**ヘッドの後方の点**と、 **リーチ**と最短位置の**バテンポケット**の上縁との交点。

(2)　**リーチ**と**バテンポケット**の下縁との交点と、 **リーチ**と、その下に近辺の**バテンポケット**の上縁との交点。

(3)　**クリューの点**と、 **リーチ**と、最短位置の**バテンポケット**の下縁との交点と。

(h)　**フット**の形状は凸状でなければならない。

(i)　**フット**に沿って3箇所以内の**タック**または**ダーツ**は許される、それらは隣の布の**シーム**[縫い目]に接したり、最長306㎜を越えてはいけない。

(j)　**ダブルラフのセール**は禁止される。

(k)　LMP(*注:ラフ計測点*)の下で**ラフ**には最多で6箇所(6)のアイレットを付けてもよい。

(l)　コーナーのアイは、**ヘッド**に1個、**タック**に1個、**クリュー**に1個付けてもよい。

(m)　**ウィンドウ**の数は制限されない。

7.3.4　寸　法

	最小	最大
リーチの長さ	-	4520 mm
ラフの長さ	-	4052 mm
フットの長さ	-	2135 mm
フット・メディアン	-	4340 mm
ヘッドの点から1067 mmの	-	725 mm
上部リーチの点での**上部の幅**	-	
トップの幅	-	55 mm
ヘッドの点からのボルトロープの長さ	2810 mm	-
2分の1のリーチの点とLMP(*注:ラフ計測点*)	-	1650 mm
クリューの点とLMPの距離	-	2530 mm
バテンポケットの長さ:		
最も上のポケット：		
内側	-	560 mm
中間と、最も下のポケット：		
内側	-	660 mm
バテンポケットの幅:		
内側	32 mm	60 mm
ウィンドウと**ラフ**	250 mm	
ウィンドウと**リーチ**	800 mm	
ウィンドウと**フット**		500 mm

訳注：2012 年より 1 次補強、2 次補強、タブリング幅、の項目が削除された。

7.3.5　使　用

(1)　**セール**は、ハリヤードで揚げなければならない。 海上でのセールの揚降のアレンジは許される。

(2)　**セール**の最も高く見える位置は、90° にマスト**スパー**から突き出ていて、マスト**上部リミット・マーク**の下端から下になるようにセットしなければならない。
ガンターリグで装備した艇は、**セール**の最も高く見える位置は、90° にガフから突き出ていて、ガフ計測バンドの下端から下になるようにセットしなければならない。
リーチと、ブーム**スパー**の頂部との交点は、どちらも必要ならば延長して、ブーム**後部リミット・マーク**の前側より、前でなければならない。

(3)　セール艇体ズフットでなければならない。

7.4　ヘッドセール

7.4.1　素　材

(a)　**プライ**の繊維は、織られたポリエステルで構成されること。
(b)　**セールの補強**は、許されたセールの**素地**で構成されること。
(c)　**プライ**の色は、パントン ウォーム レッドに含まれた赤から派生した、パントン色見本帳の179,185 187,192,193,200と201でなければならない。
(d)　**ラフ**の**タブリング**（*重ね部*）は白でもよい。

7.4.3　構　造

(a)　構成は、**ソフト セール、シングル プライ セール**でなければならない。
(b)　**セールの素地**は、全体にわたって、同じ**織物プライ**から成っていなければならない。
(c)　最も下のパネルを除いて、他のすべてのパネルプライは、リーチからラフまで、またはリーチとフット、またはリーチとラフとフットに広がっていなければならない。 最も下のパネルでは、一本のシームが**フット**を横切る事を許される。
(d)　少なくともひとつの**シーム**か、**2分の1のリーチの点**から1000㎜以内に**リーチ**と交わらねばならない。
(e)　**フット**に沿って3箇所以内の**タック**または**ダーツ**は許される、それらは隣の布の**シーム**に接したり、最長306㎜を越えてはいけない。
(f)　**リーチ**は、後部の**ヘッドの点**と**クリューの点**の間で直線から後方へはみ出してはならない：
(g)　**ダブルラフのセール**は禁止する。
(h)　次のものは許される：ステッチ、グルー、厚縁、織られたテープ、コーナーアイ、ハンクスとそれに関連するアイ、**ウィンドウ**1箇所、テルテール、その他の摘要可能の*規則*に許されると規定された項目。
(i)　取り付け具の点は、**ヘッド**に箇所、**タック**に1箇所、**クリュー**に1箇所以上あってはならない。

7.4.3　寸　法

	最小	最大
ラフの内側長さ	-	2782 mm
リーチの長さ	-	2442 mm
フットの長さ	-	1540 mm
フット・メディアン	-	2545 mm
トップの幅	-	35 mm
ウィンドウの各方向の寸法	-	460 mm
ウィンドウとセールの縁	125 mm	-

訳注：2012 年より 1 次補強、2 次補強、タブリング幅、の項目が削除された。

7．5　スピネーカー

7.5.1　識　　別

(a)　RSS付則G1．1は、国籍文字について任意であると改正される。

(a)　RSS付則G1．1は、完全な艇／プラーク ナンバーを任意であると改正される。

7.5.1　素　材

(a)　**プライ**の繊維は、織られたポリエステルで構成されること。

(b)　**セールの補強**は、許されたセールの**素地**で構成されること。

7.5.3　構　造

(a)　構成は、**ソフト セール、シングル プライ セール**でなければならない。

(b)　**セールの素地**は、全体にわたって、同じ**織物プライ**から成っていなければならない。

(c)　次のものは許される：ステッチ、グルー、テープ、コーナーアイ、リカバリーラインパッチ、リカバリー ラインアタッチメントポイント、またはアイ、その他の摘要可能の*規則*に許される、又は規定された項目。

(d)　**セール**は、中心線にほぼ対称でなければならない。

(e)　**セール**は、8枚以下のパネルでなければならず、どのような色でも、または、どんな色の組み合わせでもよい。

(f)　全てのパネルのプライは、**ラフ**から**リーチ**まで張り渡されていなければならない。

(g)　いかなる**タブリング**や補強の色は任意である。

7.5.3　寸　　法

	最小	最大
リーチの長さ	2700 mm	2820 mm
フットの長さ	-	2286 mm
フット・メディアン	-	3490 mm
2分の1の幅	-	2220 mm

８．　　クルー

帆走指示書に明記されている場合を除いて、レース中は２名が乗艇しなければならない。

９．　　禁　　止

9.1　クルーがガンネルの外側に乗り出すことを手助け、または、支持する目的の、いかなる装置、または考案。

9.2　電子時計器機以外の、電子/ 電気計器。

１０．広　　告

広告規定は、ＩＳＦカテゴリーＣに従い、次のように制限されるー

10.1　ジブに広告はできない。

10.2　メインセールの広告は、底部の　５００㎜。

10.3　スピンネーカーの広告は、セール№から１５０㎜より離れること。

10.3　艇体の広告は、全長の中央５０％以内に制限される。

パートＣ － クラス記章

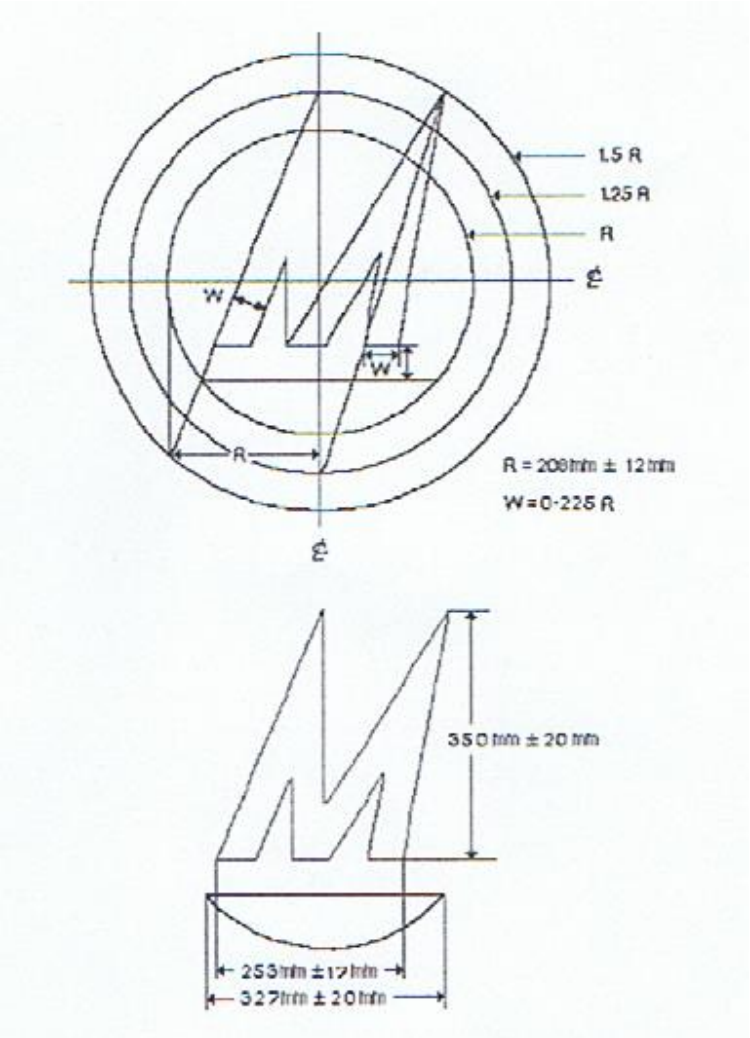

寸法は、最低 W=0.225R、最長 0.40R.

M の高さは、= 350mm+/- 25mm そして半月の幅は M=327 +/- 65mm. に変更された。

発行日:　2012年8月30日

出版日:　2012年8月30日

© ISAF (UK) Ltd., Southampton, UK

前回最終版: 2011年8月18日

注意　Forこれらのルールは、ISAF “艇体　パネル”の以下の部品を含むことが定義されている：

後部船底パネル	前部船底パネル
後部上側パネル	前部上側パネル
後部トランサムユニット	前部トランサム
格納隔壁	マストウェブ
前部隔壁	後部隔壁
サイドタンク　サイド	前部デッキ
側部デッキ	後部デッキ
スケグ	サイドタンク　防撓材

訳注：防撓材というのは、「ヘナヘナするのを止める」という意味